

同性婚の法制化等に関する意見書(案)

同性婚(同性間の婚姻をいう。以下同じ。)を認めていない民法や戸籍法の規定は憲法違反であるとして、同性カップルなどが国に損害賠償を求めた訴訟で、東京地方裁判所は令和4年11月30日に判決を言い渡した。

判決文では、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法第24条第2項に違反する状態にあるとし、また、特定のパートナーと家族になるという希望を有していても、同性愛者というだけでこれが生涯を通じて不可能になることは、その人格的生存に対する重大な脅威、障害であるということができると踏み込んだ言及をしている。

一方で、性的指向や性自認に基づく差別や偏見が今なお多く残っている。岸田首相は、同性婚制度の導入について「社会が変わってしまう課題だ」と衆議院の予算委員会において答弁した。さらに、岸田首相の前秘書官も「同性婚を認めたら、国を捨てる人が出てくる」と発言した。首相などからこうした発言が出る現状は極めて深刻であり、看過できるものではない。

憲法に規定されている基本的人権の尊重や幸福追求権の観点から、性的指向や性自認を理由として、個人の尊厳が脅かされたり差別されることがあってはならない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 同性婚の法制化を行うこと。
- 2 性的指向や性自認に基づく差別を禁止する法律を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		